

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件を採択した。

〔法律案の審査〕

沖縄振興特別措置法案は、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与するため、これまでの沖縄の振興のための諸般の特別措置の成果をも踏まえ、新たに沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、これに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を更に一層図ろうとするものである。

委員会においては、尾身沖縄及び北方対策担当大臣から趣旨説明を聴取し、本法律案と現行沖縄振興開発特別措置法との相違点、これまでの3次にわたる振興開発計画とその実施の評価、観光リゾート産業や情報通信産業の振興策、金融特区の対象業務、沖縄における新大学院大学の構想、赤土等流出による環境被害の対策、沖縄産品の物流コスト低減化への取組、沖縄経済モデルの構築、新たな産業振興の下での沖縄公庫の役割等について質疑が行われたほか、沖縄から3名の有識者を参考人として招致し、新しい沖縄振興についての意見聴取と質疑が行われ、3月29日に全会一致をもって原案どおり可決した。なお、本法律案に対して、不発弾処理や旧軍飛行場用地問題などの戦後処理等の諸問題についての検討、沖縄振興計画への事業評価等の手法の導入などを内容とする9項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月13日、第153回国会閉会後の1月15日から同月17日に実施した沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。次に、沖縄及び北方問題に関しての施策について、尾身沖縄及び北方対策担当大臣、川口外務大臣から所信を聴取した。

3月15日、沖縄及び北方問題に関しての施策について質疑を行い、日ロ青年交流事業の概要、北方四島住民支援の見直し、北方領土「並行協議」に対する認識と今後の対ロ外交、北方四島交流事業の活性化のための取組、国後島にディーゼル発電設備が設置された経緯、北方領土問題等解決促進特別措置法の見直しの必要性、北方四島支援委員会の設立目的、自然科学系大学院大学を沖縄に設置する有用性、日米地位協定改定の必要性、移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者指定の問題点などが取り上げられた。

7月12日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、沖縄振興特別措置法制定後の沖縄振興、新大学院大学構想、普天間飛行場代替施設問題、沖縄振興計画に基づく産業振興、在沖米軍基地の整理縮小、北方領土問題等解決促進特別措置法の改正要望、沖縄の戦後処理問題、日米地位協定の見直しなどについて質疑が行われた。

なお、3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度内閣府所管（内閣本府（沖縄

振興局)、北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫予算について審査を行い、その中で、沖縄振興開発事業費の執行方法、新たな沖縄振興計画の決定時期、これまでの沖縄振興の評価と今後の振興の基本方向、金融特区に係る人材育成事業、北方基金の見直しや増額の検討、北方基参に使用する船舶についての支援強化などについて質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年1月21日(月)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成14年3月13日(水)(第2回)

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について尾身沖縄及び北方対策担当大臣及び川口外務大臣から所信を聴いた。

○平成14年3月15日(金)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について川口外務大臣、尾身沖縄及び北方対策担当大臣、山内総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年3月22日(金)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成14年度一般会計予算(衆議院送付)
平成14年度特別会計予算(衆議院送付)
平成14年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(内閣府所管(内閣本府(沖縄振興局)、北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫)について尾身沖縄及び北方対策担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、杉浦外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 沖縄振興特別措置法案(閣法第5号)(衆議院送付)について尾身沖縄及び北方対策担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年3月25日(月)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 沖縄振興特別措置法案(閣法第5号)(衆議院送付)について尾身沖縄及び北方対策担当大臣、川口外務大臣、佐田総務副大臣、植竹外務副大臣、嘉数内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年3月28日(木)(第6回)

- 沖縄振興特別措置法案(閣法第5号)(衆議院送付)について参考人琉球大学名誉教授・放送大学沖縄学習センター所長尚弘子君、九州大学大学院法学研究院助教授前泊

博盛君及び環境運動家・沖縄県高等学校障害児学校教職員組合教文部長前川盛治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年3月29日（金）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 沖縄振興特別措置法案（閣法第5号）（衆議院送付）について尾身沖繩及び北方対策担当大臣、川口外務大臣、佐藤国土交通副大臣、古屋経済産業副大臣、嘉数内閣府大臣政務官、山内総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第5号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年7月12日（金）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 沖縄振興特別措置法制定後の沖縄振興に関する件、新大学院大学構想に関する件、普天間飛行場代替施設に関する件、沖縄振興計画に基づく産業振興に関する件、在沖米軍基地の整理縮小に関する件、那覇空港の整備に関する件、北方領土問題等解決促進特別措置法の改正要望に関する件、沖縄の戦後処理問題に関する件、日米地位協定の見直しに関する件等について尾身沖繩及び北方対策担当大臣、川口外務大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年7月31日（水）（第9回）

- 請願第500号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

沖縄振興特別措置法案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、本年、本土復帰30年を迎える沖縄の新たな振興に向けた取組として、沖縄の特殊事情にかんがみ、これまでの沖縄の振興のための諸般の特別措置の成果をも踏まえ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を新たに策定し、これに基づき沖縄の特性をいかした各種産業の振興のための特別措置を講じるほか、沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等、沖縄の総合的かつ計画的な振興を更に一層図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 沖縄振興計画の策定

沖縄県知事が沖縄振興計画の案を作成し、内閣総理大臣が同案に基づき計画を決定するものとし、産業の振興、職業の安定、教育及び文化の振興、科学技術の振興、福祉の増進等に関する事項のほか、圏域別の振興に関する事項について定める。

2 産業振興のための特別措置

- (1) 観光の振興のため、計画期間5年以下の観光振興計画の策定を始め、観光の利便性の増進、観光振興地域における施設の整備、環境保全型自然体験活動の推進、沖縄の観光振興のための免税、本土・沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置等を講ずる。
- (2) 情報通信産業の振興のため、計画期間5年以下の情報通信産業振興計画の策定を始め、情報通信産業振興地域制度の拡充、情報通信産業特別地区の創設を行う。
- (3) 沖縄の製造業等その他の事業の高度化のため、産業高度化地域制度の創設、自由貿易地域及び特別自由貿易地域の拡充を図る。
- (4) 金融業務の集積を促進するため、金融業務特別地区を創設する。
- (5) 農林水産業の振興のため、計画期間5年以下の農林水産業振興計画を策定し、国及び地方公共団体は、同計画に基づき、必要な措置を講ずる。
- (6) 沖縄の中小企業の振興のため、中小企業経営革新支援法の特例等の措置を講ずる。

3 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置

雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定を図るため、計画期間5年以下の職業安定計画の策定を始め、地域雇用開発促進法に基づく地域の要件を沖縄において緩和する等の措置を講ずるとともに、沖縄失業者求職手帳の発給、雇用・能力開発機構による失業者の再就職の促進等の措置を講ずる。

4 文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進

沖縄固有の文化的所産の継承を図り、その保存及び活用等文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るための方針を作成する規定を設けるほか、沖縄において、国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学その他の教育研究機関の整備、充実等必要な措置を講ずる。また、国際協力及び国際交流の推進のため、必要な措置を講ずる。

5 沖縄の均衡ある発展のための特別措置

医療及び福祉の向上のため、無医地区における医療の確保及び離島における高齢者の福祉の増進のための措置を講ずるとともに、離島の振興のため、交通の確保、小規模校

における教育の充実、旅館業に係る課税の特例等の措置を講ずる。

6 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

沖縄における駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則を明らかにし、大規模振興拠点駐留軍用地跡地及び特定振興駐留軍用地跡地の指定等の手続を定めるとともに、大規模跡地給付金及び特定跡地給付金の支給の措置を講ずる。

7 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

沖縄振興計画に基づく事業について、国の負担又は補助の割合の特例、国の直轄事業の特例等の措置を講ずる。

8 沖縄振興審議会を設置し、その他必要な規定を設ける。

9 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に規定する県産酒類に係る酒税等に関する特例を5年間延長するとともに、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律を平成24年3月31日まで延長する措置を講ずる。

10 施行期日

この法律は、平成14年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本土復帰30年を迎える沖縄が、現在もなお厳しい経済社会情勢にあることにかんがみ、沖縄の特性をいかした産業の振興や沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置いた取組を、沖縄県や民間セクター等とも連携して積極的に進めるとともに、特に、次の諸点に配意して、適切な施策を講ずるべきである。

- 1 沖縄の自立型経済構築のため、各種の産業振興制度の運用に当たっては、沖縄県が自主的な取組を強化することができるようにするとともに、国の責任ある支援策を継続すること。
- 2 依然として厳しい雇用情勢に対処するため、雇用の積極的な創出に向けた産業の振興に全力を尽くすとともに、沖縄の実情に応じたきめ細かな雇用対策を推進すること。
- 3 沖縄の産業振興及び住民生活の向上のため、総合的な交通体系の整備や水資源の確保など、引き続き必要な社会的資本整備に取り組み、その充実に努めること。
- 4 沖縄の貴重な自然を守るため、開発に当たっては、環境の保全に十分配慮すること。特に、赤土等流出による環境被害については、引き続き発生源対策等を強力に推進し、その防止に努めること。
- 5 沖縄がアジア太平洋地域における我が国の国際協力・国際交流の拠点の一翼を担うよう、配慮すること。
- 6 事業評価等を積極的に行い、その結果を公表するとともに、沖縄振興計画にもその手法等を盛り込むこと。
- 7 米軍施設・区域の整理縮小と基地の環境問題に引き続き取り組み、その早期返還に努めるとともに、米兵による事件・事故の根絶に努め、日米地位協定の見直しの検討をも含め、今後とも沖縄の負担軽減に全力を尽くすこと。
- 8 沖縄における不発弾処理や旧軍飛行場用地など地元から強い要望のある戦後処理等の諸問題について引き続き検討すること。
- 9 沖縄の電気通信事業者の電気通信事業法に基づく移動通信分野の支配的事業者への指

定については、事業者の全国的シェアの状況や沖縄における今後の情報通信産業の振興等の観点を十分に配慮し、慎重に対処すべきこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・ 内閣提出法律案（1件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
※5	沖縄振興特別措置法案	衆	14. 2. 8	14. 3. 22	14. 3. 29 可決 附帯	14. 3. 29 可決	14. 3. 13 沖縄・北方	14. 3. 20 可決 附帯	14. 3. 22 可決

(注) 附帯 附帯決議